

定 款

(令和3年11月26日改正)

社会福祉法人ケア21

定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、以下の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - ・軽費老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ・老人デイサービス事業の経営
 - ・老人居宅介護等事業の経営
 - ・老人短期入所事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ケア21という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の高齢者をはじめとする生活上及び社会上の支援を必要とする人たちに、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岐阜県高山市新宮町1054番地の3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に7名の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任等)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任については評議員選任・解任委員会の決議により行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は監事又は事務局員から2名、外部委員1名による合計3名で構成する。
- 3 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営は、理事会において定める規程にしたがい行うものとする。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に不足する場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまではなお評議員としての権利義務を有する。

3 任期満了の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の報酬)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第10条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 合併
- (8) 解散（合併または破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (9) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他、この法人の業務に関する重要事項で、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款において定める事項

(開催)

第11条 評議員会は定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催する他、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第12条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議等)

第13条 評議員会には議長を置く。

2 議長は、その都度、評議員の互選で定める。

3 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 4 前項までの規定にかかわらず、以下の決議については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第3項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人名2名の計3名はこれに署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の任期)

第16条 理事又は監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は第15条に定める定数に不足する場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまではなお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て定める。

(理事及び理事長の職務及び権限)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況について調査をすることができる。

(役員の実任の軽減)

第21条 当法人は、役員の実任の社会福祉法第45条の20第1項に定める賠償責任について、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人が設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

(役員の実任)

第23条 理事又は監事が以下のいずれかに該当する場合は、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(理事長の欠員又は利益相反及び双方代理行為)

第24条 理事長に事故ある時、または欠けた時は、新たに理事会を開催し、理事長を選定する。

2 理事長の行為が当法人の利益に相反する場合又は双方代理となる場合については、その行為を行うには理事会の承認を経なければならない。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集できる。

(決議等)

第28条 理事会には議長を置く。議長は理事長がこれに当たる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けた場合は、出席した理事の中から議長を互選する。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定に関わらず、当該事項につき議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第29条 理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録署名人としてこれに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種類とする。

- 2 基本財産は、別表(1)及び(2)に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業及び第40条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、評議員会及び理事会のそれぞれ総数の3分の2以上の多数による承認を得て、高山市長の承認を得なければならない。ただし、以下の各号に掲げる場合には、高山市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉機構」という。）に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 福祉機構と協調融資（福祉機構の福祉貸付を行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始前に、理事長において作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認決議を受けなくてはならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告書、事業報告書の附属明細書、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書、及び財産目録は、毎会計年度終了後、理事長において作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面のうち、事業報告書、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）、及び財産目録の4点を定時評議員会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）並びに財産目録については、評議員会の承認を受けなければならない。

3 前2項の書類のほか、以下の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものの他、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の事業を行う。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営。
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の多数による同意によらなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第39条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) ケアタウン高山悠生の管理人業務事業
- (2) ケアタウン高山悠生の夜間対応業務事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の多数による同意によらなければならない。

(収益の処分)

第41条 前項の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併または破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高山市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高山市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人ケア21の掲示板に掲示するとともに官報または新聞及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（平成14年6月21日準1議第6号）

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成15年6月6日理議第2号）

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成16年4月30日理議第4号）

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成16年11月29日理議第1号）

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事への届出、受理日から適用する。

附 則（平成17年11月24日理議第1号）

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成18年3月23日理議第1号）

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成18年11月16日理議第2号）

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成19年3月22日理議第1号）

この定款は、公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成19年10月25日理議第1号）

この定款は公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成24年2月16日理議第1号）

この定款は公布の日から施行し、岐阜県知事の認可のあった日から適用する。

附 則（平成25年11月1日理議第1号）

この定款は公布の日から施行し、高山市長の認可のあった日から適用する。

附 則（平成29年1月14日理議第1号）

この定款は平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日理議第7号）

この定款は平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月28日理議第4号）

この定款は公布の日から施行し、高山市長の認可のあった日から適用する。

附則（令和3年11月26日理議第2号）

この定款は公布の日から施行し、高山市長の認可のあった日から適用する。